

## さいたま市告示第1022号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和8年6月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

財北納第2647号

### 2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり

### 3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3043